

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2387号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

過疎地域活性化優良事例として総務大臣賞に輝いた大分県久住町へ、八月に続いて十二月にも立ち寄りさせてもらった。全国町村会財政部会長の衛藤龍天町長の町でもある。

阿蘇から久住高原にかけては、ヨーロッパを思わせる広大な牧野が広がっている。食べるための家畜を飼わず、ひたすら低地の水田農業に依存してきたわが国では、二つとない、雄大で美しい風景であるといってもよい。そしてこの風景は、「野焼き」という人の営みによって維持されてきた。三月の野焼きに向けて九月に、「輪地切り」と呼ばれる防火帯づくりの作業があるなど、大変な労力がかかっているのである。



富士と流れ

明日へ持続する価値づくり

過疎化による人手不足の中、久住町では、平成七年に町外のボランティアの参加を募って、新しい形の野焼きをスタートさせた。危険だとの足を踏む牧野組合の人たちを説得してこのオリジナルな取り組みを実現させたのは、旧自治省から大分県庁に転向していた山田朝夫さんで

ある。その二年前に野焼きを体験した山田さんは、これこそ都市の人たちに自然との共生を実感してもらう価値ある場と時間だと直感した。自然との共生の実践のとりこになった山田さんは、その後久住町の職員となり、自然の中でホンネで生きる仲間を増やした。本格的な循環

農業に取り組み酪農家や、エタインで花の栽培をする人もいる。

今回案内してもらったのは、白丹地区の白丹町という集落の、十日後に完成式を控えた集会所である。ダム建設で水没する旧家を移築した建物で、傍には昨年移築した珍しい石積み壁を持つ蔵が風格を添えている。ダム建設を無駄にしない、なかなか価値ある取り組みといえるのではないだろうか。

この白丹地区の住民は、住民負担で温泉を掘り当て、すでに温泉つきの地区公民館を実現していることも頼もしい。明日へ持続する価値づくりがいくつも生まれていることに接し、嬉しくないことが多かった年の終わりの気分を一新することができた。

(早稲田大学教授 宮口伺迪)

もくじ

中山間地域等直接支払制度の取組状況	(2)
平成12年度町村有物件災害共済事業の概要報告	(5)
カプセルNOW&NEW	(7)
慈父慈母なる山々	広島県佐伯町長 正木 完.....(8)
都道府県町村会情報化推進協議会が活力自治体フェアに出席	(9)
町村週報主要索引(平成13年10月~14年1月)	(10)
政策レーダー	(11)

政
活
情
随
情
情

政 策

中山間地域等直接支払制度の取組状況

対象市町村の九割で実施

農林水産省は、生産条件の不利な地域の農家に国が直接交付金を支給する中山間地域等直接支払制度について、平成十三年度の取組み状況を一月一日現在でまとめ、このほど公表した。

同制度は、集落・個人ごとに協定を締結し、五年以上続けて生産活動を行う農業者等に、農地の傾斜度や面積に応じて交付金を支給するもので、十二年度の交付金総額は四一九億三、七〇〇万円。

十三年度は対象農地を有する二、一三八市町村のうち、九割に当たる一、九一六市町村で同制度の導入を予定。十二年度に比べ二二九市町村（一四％）増加している。新規の協定については、五七九四の集落協定と、一〇四の個別協定が結ばれた。

制度適用の前提となる集落・個別協定の締結対象面積は概算で、当初見込み（約八〇万ヘクタール）の約八割に当たる六三万二、五〇〇ヘクタールにとどまったが、導入初年度の十二年度に比べ、一七％（九万二、五〇〇ヘクタール）増加した。

平成十三年度中山間地域等直接支払制度の取組状況（見込み）

一、市町村数

平成十三年度に中山間地域等直接支払交付金の交付が見込まれる市町村（以下「交付見込み市町村」という）は、平成十二年度から二二九市町村（一四％）増加し、一、九一六市町村。（表1参照）

（対象農用地を有する市町村以下対象市町村という。「二一、一三八市町村の約九割」）

二、協定数

(1) 集落協定

平成十三年度に新たに締結された

集落協定の数は五、七九四協定で、平成十二年度に締結された二五、六

二二協定と合わせ、三二、四一五協定（二三％の増加）。

(2) 個別協定

平成十三年度に新たに締結された個別協定は一〇四協定で、平成十二年度に締結された四九八協定と合わせ、六〇二協定（二二％の増加）。

(表2参照)

三、交付見込み面積

交付見込み面積は、平成十二年度から約九万二千ヘクタール（一七％）増加し、約六三万三千ヘクタール。

（平成十三年度までに策定された市

表1 平成13年度の交付見込み市町村数

	平成13年度	平成12年度	増減(率)
交付見込み市町村数()	1,916	1,687	229増(14%増)
対象市町村数()	2,138 ₁	2,158 ₂	20減(0.9%減) ₃
(/)	90%	78%	12%増

- 平成13年度に交付対象となる農用地を有する市町村として、都道府県から報告のあった市町村数
- 平成12年度に交付対象となる農用地を有する市町村として、都道府県から報告のあった市町村数
- 平成13年度の対象市町村数が20市町村減少したのは、特認地域（都道府県知事が指定する条件不利地域）の追加により27市町村が増加した一方で、農振農用地区域の変更等により対象農用地を有しないこととなった市町村が47あることによる。

表2 平成13年度までに締結された協定数

	平成13年度	平成12年度	増減(率)
集落協定数	31,415	25,621	5,794増(23%増)
個別協定数	602	498	104増(21%増)
合計	32,017	26,119	5,898増(23%増)

集落協定とは、直接支払いの対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定であり、個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定である。

表3 平成13年度の交付見込み面積

	平成13年度	平成12年度	増減(率)
交付見込み面積	63万3千ha	54万1千ha	9万2千ha増(17%増)

り、農協、農業者等が一体となつて村の農業の課題の解決のための取組について話し合い、特に大きな課題である高齢化、担い手の減少、経営規模拡大に伴う労働力不足等を解決するため、農業機械による作業を請け負うコントラクター組織を設け、この農業機械の導入に交付金を活用している。

町村基本方針に定められた対象農用地面積の合計の約八割（表3参照）以上は都道府県からの聞き取りに基づき平成十四年一月現在で取りまとめられた概数値。十三年度の同制度の実績は六月までに都道府県からの報告に基づき公表予定。よつて数値は変わります。

（参考1）
集落協定による取組事例
担い手の不足している中山間地域等において耕作放棄の防止等を図るため、本制度により、全国各地において、関係団体との連携や地域内外の連携を含めて、地域の創意・工夫を生かした様々な取組が行われている（以下の取組事例は平成十二年からの取組内容）。

事例1 北海道のT村の事例
村、農協、農業者等が一体となつた取組
同村では、本制度の導入に当た

政 策

事例2 秋田県H町の事例

農協とも連携した広域的な取組
同町では、農協が中心となって一
五集落、協定面積約一〇〇ヘクタ一
ルで一つの集落協定（JA支店の範
囲）を締結し、交付金の二分の一を
共同取組活動に充て、水路・農道の
維持管理、景観作物の作付け等を行
っている。また、交付金の経理事
務は農協が有償で受託して農協職員
が担当するなど農協との連携を図っ
ている。

事例3 三重県K町の事例

棚田オーナー制度を活用した耕作
放棄の防止
同町M集落では、「千枚田」におけ
る耕作放棄を防止し、地域の景観・
伝統を伝承するとともに、観光の振
興により地域の活性化を図るため、
「千枚田オーナー制度」などの取組を
展開してきている。このような千枚
田の保存のための取組に本交付金を
活用し、水路等の維持管理、景観作
物の作付け等を行っている。

事例4 京都府M市の事例

集落外の住民との連携による耕作
放棄の防止
同市S集落では、交付金を活用し
て耕作放棄地を整備して復旧し、そ
の一部を市民農園として集落外の住
民と利用契約を結んでいる。集落の
農家が市民農園の利用者である集落
外の住民に対して農作業の指導や農
機具の一部貸与を行うなど、集落の
農家と集落外の住民が連携すること
により、集落内の農地の耕作放棄の
防止を図っている。

事例5 大分県N町の事例

町内の協定締結全集落で連携
同町では、約五三〇ヘクタールの
対象農用地について三一の集落協定
を締結し、これらの全協定集落で推
進協議会を結成して農作業受託等に
関する集落間の連携を図っている。
全集落共同で、集落間の連絡事務、
会計事務等の担当者を一名雇用し、
事務の円滑化を図るなど、集落間で
の連携を強めている。

このほか、農林水産省ホームペー
ジ（アドレス：http://www.naff.go
.jp/soshiki/koukai/chikishinkou/s
uishinzei.pdf）、各地方農政局ホーム
ページにおいて、全国各地における
取組事例を紹介。

(参考)

中山間地域等直接支払制度の概要

一、趣旨
河川の上流域に位置し、傾斜地が
多い等の立地特性から、農業生産活
動等を通じ国土の保全、水源のかん
養、良好な景観形成等の多面的機能
を発揮している中山間地域等では、
高齢化が進行する中、平地地域と比
べ農業の生産条件が不利な地域があ
ることから、担い手の減少、耕作放
棄地の増加等により多面的機能の低
下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による
農業生産活動等の維持を通じて、中
山間地域等における耕作放棄の発生
を防止し多面的機能を確保する観点
から、直接支払いを実施する。

二、事業内容

(1)対象地域及び対象農用地
の地域振興立法等の指定地域の
うち、の要件に該当する農用地区域
内に存する1ha以上の一団の農用地
対象地域
特定農山村法、山村振興法、過疎
法、半島振興法、離島振興法、沖縄
振興開発特別措置法、奄美群島振興
開発特別措置法、小笠原諸島振興開
発特別措置法の指定地域及び都道府
県知事が指定する地域
対象農用地

ア、急傾斜農用地（田二〇分の一以
上、畑、草地及び採草放牧地一五度
以上）
イ、自然条件により小区画・不整形
な田（大多数が三〇a未満で平均二
〇a以下）
ウ、草地比率の高い（七〇％以上）
地域の草地
エ、市町村長が必要と認めた農用地
（緩傾斜農用地・田一〇〇分の一以上
二〇分の一未満、畑、草地及び採草
放牧地八度以上一五度未満、高齢
化率・耕作放棄率の高い農地）
オ、都道府県知事が定める基準に該
当する農用地

(2)対象行為
集落協定又は個別協定に基づき、
五年間以上継続して行われる農業生
産活動等

(3)対象者
集落協定又は個別協定に基づき、
五年間以上継続して農業生産活動等
を行う農業者等（第三セクター、生
産組織等を含む。）

(4)交付単価

地 目	区 分	10 a 当たり単価
田	1 / 20以上	21,000円
	1 / 100以上1 / 20未満	8,000円
畑	15度以上	11,500円
	8度以上15度未満	3,500円
草地	15度以上	10,500円
	8度以上15度未満	3,000円
	草地率（70%以上）	1,500円
採算放牧地	15度以上	1,000円
	8度以上15度未満	300円

(注)新規就農の場合や担い手が条件
不利な農地を引き受けて規模拡大す
る場合は田で一、五〇〇円、畑・草
地で五〇〇円上乗せする。

三、事業実施主体等

(1)事業実施主体 二の(1)の 対象
地域内に の対象農用地を有する市
町村

(2)補助率 定額

(3)事業実施期間 平成十二年度、平
成十六年度

平成13年度中山間地域等直接支払制度の取組状況(見込み)

都道府県名	市町村数	協 定 数			交付見込み面積(百ha)	
		集落協定	個別協定	計		
北海道	99 (71)	571 (428)	0 (0)	571 (428)	3,178 (2,875)	
東	青森県	46 (27)	583 (345)	16 (8)	599 (353)	101 (65)
	岩手県	56 (55)	1,290 (1,197)	108 (91)	1,398 (1,288)	182 (164)
	宮城県	23 (22)	313 (271)	16 (13)	329 (284)	26 (20)
	秋田県	49 (43)	758 (516)	39 (31)	797 (547)	92 (49)
北	山形県	40 (37)	762 (619)	29 (29)	791 (648)	87 (66)
	福島県	68 (61)	1,539 (1,175)	43 (39)	1,582 (1,214)	139 (109)
	東北計	282 (245)	5,245 (4,123)	251 (211)	5,496 (4,334)	628 (473)
関	茨城県	16 (11)	144 (104)	2 (3)	146 (107)	7 (5)
	栃木県	14 (12)	168 (88)	4 (3)	172 (91)	15 (5)
	群馬県	33 (25)	234 (182)	8 (7)	242 (189)	16 (13)
	埼玉県	14 (10)	48 (31)	2 (2)	50 (33)	2 (1)
	千葉県	13 (11)	144 (97)	0 (0)	144 (97)	9 (5)
	東京都	2 (2)	8 (7)	0 (0)	8 (7)	0.4 (0.3)
	神奈川県	5 (5)	36 (27)	0 (0)	36 (27)	2 (1)
	山梨県	52 (44)	423 (368)	9 (8)	432 (376)	42 (36)
	長野県	113 (88)	1,477 (1,052)	26 (14)	1,503 (1,066)	94 (67)
	静岡県	36 (36)	614 (540)	3 (3)	617 (543)	47 (42)
関東計	298 (244)	3,296 (2,496)	54 (40)	3,350 (2,536)	234 (175)	
北	新潟県	70 (67)	1,142 (1,074)	7 (7)	1,149 (1,081)	162 (149)
	富山県	26 (20)	334 (225)	0 (0)	334 (225)	42 (29)
	石川県	28 (26)	518 (443)	4 (4)	522 (447)	36 (28)
陸	福井県	31 (31)	317 (299)	1 (0)	318 (299)	22 (21)
	北陸計	155 (144)	2,311 (2,041)	12 (11)	2,323 (2,052)	261 (227)
東海	岐阜県	68 (64)	990 (916)	15 (15)	1,005 (931)	77 (69)
	愛知県	18 (13)	284 (165)	5 (3)	289 (168)	15 (9)
	三重県	34 (28)	219 (162)	0 (0)	219 (162)	12 (9)
	東海計	120 (105)	1,493 (1,243)	20 (18)	1,513 (1,261)	104 (87)
近	滋賀県	17 (15)	94 (86)	0 (0)	94 (86)	12 (11)
	京都府	32 (30)	462 (424)	3 (3)	465 (427)	42 (40)
	大阪府	3 (0)	11 (0)	0 (0)	11 (0)	0.5 (0)
	兵庫県	48 (42)	591 (534)	0 (0)	591 (534)	42 (38)
畿	奈良県	20 (15)	391 (245)	4 (3)	395 (248)	30 (10)
	和歌山県	41 (36)	1,048 (964)	4 (4)	1,052 (968)	122 (114)
	近畿計	161 (138)	2,597 (2,253)	11 (10)	2,608 (2,263)	248 (213)
中	鳥取県	32 (30)	698 (655)	11 (11)	709 (666)	64 (61)
	島根県	54 (50)	1,568 (1,283)	50 (47)	1,618 (1,330)	136 (116)
	岡山県	59 (47)	1,581 (1,313)	13 (12)	1,594 (1,325)	105 (85)
	広島県	64 (57)	1,331 (1,133)	53 (43)	1,384 (1,176)	163 (134)
	山口県	46 (44)	1,031 (829)	13 (13)	1,044 (842)	125 (104)
	徳島県	37 (36)	644 (562)	12 (9)	656 (571)	43 (36)
	香川県	25 (20)	510 (404)	2 (2)	512 (406)	31 (24)
	愛媛県	59 (54)	1,303 (1,103)	12 (7)	1,315 (1,110)	169 (132)
中国計	462 (380)	9,393 (7,878)	173 (150)	9,566 (8,028)	886 (733)	
九	福岡県	53 (51)	858 (762)	15 (14)	873 (776)	67 (55)
	佐賀県	35 (35)	639 (618)	2 (2)	641 (620)	83 (76)
	長崎県	62 (55)	958 (797)	12 (9)	970 (806)	64 (51)
	熊本県	68 (68)	1,533 (1,252)	18 (10)	1,551 (1,262)	286 (240)
	大分県	49 (48)	1,103 (927)	22 (15)	1,125 (942)	128 (105)
	宮崎県	30 (26)	501 (407)	3 (1)	504 (408)	51 (43)
州	鹿児島県	73 (70)	903 (385)	7 (5)	910 (390)	75 (25)
	九州計	370 (353)	6,495 (5,148)	79 (56)	6,574 (5,204)	753 (597)
沖縄県	9 (7)	14 (11)	2 (2)	16 (13)	32 (32)	
都道府県計	1,817 (1,616)	30,844 (25,193)	602 (498)	31,446 (25,691)	3,147 (2,536)	
全 国 計	1,916 (1,687)	31,415 (25,621)	602 (498)	32,017 (26,119)	6,325 (5,410)	

(注)1 ()書きの数字は、平成12年度の実施状況である。

2 四捨五入の関係で、計とその内訳の計が一致しない場合がある。

3 都道府県からの聞き取りに基づき平成14年1月現在で取りまとめた概数値。平成13年度の中山間地域等直接支払制度の実績については、平成14年6月までに都道府県からの報告に基づき公表予定。したがって、数値は変わり得る。

活 動

平成十二年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成十三年九月二十日開催の総会において、平成十二年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、内容の拡大と制度の充実に努め、また再三にわたって共済基金分担金基率の引下げを行うとともに給付内容の改善をはかり、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。

平成十二年度の収支状況は、収入額 一・二六億一、〇〇三万九千九百九十九円、支出額一・四億一、七〇三万九千九百九十九円(前年度比一・九%増)で、支出額一・四億一、七〇三万九千九百九十九円(前年度比一・九%増)で、九、二九九万九千九百九十九円の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規程に基づき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。

1、受託状況
平成十二年度の受託実績は、表(1)のとおりである。
受託件数は三八五、九八四件で、前年度比八、七一九件(二・三%)の増となった。また共済責任額は前年度比八、三三四億九千九百九十九円(二・五%)の増の三三六、三三九億九千九百九十九円となった。収入分担金は九二億三、〇七九万九千九百九十九円(前年度実績八九億八、八六二万九千九百九十九円)に比し二億四、二二七万九千九百九十九円(二・七%)の増となった。
2、罹災状況
平成十二年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済における罹災件数は四、〇六七件で、前年度より一、二七九件(三一九%)の減となったが、支払共済金においては、前年度より二億八、〇三五万九千九百九十九円(六三三%)の増の四六億九、八七七万九千九百九十九円となった。なお、収入分担金九二億三、〇七九万九千九百九十九円に対する損害率は五〇・九%である。
3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は依然として学校関係施設において多いが、特に平成十二年度は支払共済金及び用途別の損害率において環境衛生施設が高くなった。用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は一、一五五、三四一円となっている。
4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成十二年度においては表(4)のとおりである。
5、諸積立金
平成十二年度末における基金積立金

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係施設, 役場庁舎, 医療施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途区分の分担金収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額.

(注) 印は減を示す。

表(5) 消防設備資金貸付状況

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度末貸付残金. Rows include 平成6年, 平成7年, etc.

活 動

表(6) 平成12年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept, Amount, Benefit Dept, Amount. Rows include meeting fees, office fees, business fees, asset fees, reserve fund, and miscellaneous expenses.

表(7) 自動車共済受託実績

Table with 5 columns: Division, Vehicle Mutual, Insurance Policy, Mutual Person, Total. Rows show data for FY12, FY11, and comparison of FY12 vs FY11.

表(8) 自動車共済損害状況

Table with 5 columns: Division, Vehicle Mutual, Insurance Policy, Mutual Person, Total. Rows show damage statistics for FY12, FY11, and comparison of FY12 vs FY11.

(注1) 損害率=支払共済金/収入分担金 (注2) 印は減を示す。

表(9) 平成12年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept, Amount, Benefit Dept, Amount. Rows include meeting fees, office fees, business fees, asset fees, reserve fund, and miscellaneous expenses.

自動車損害共済事業

町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物共済事業と同様、地方自治法第二六三条の

(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四七四億八、八二九万余円となっており、その内訳は、基金積立金二八〇億六、三〇三万余円、運営準備積立金九四億二、五二五万余円である。

二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところである。とりわけ、各種自動車の事故も年々多様化しており、自動車の事故によって生じる事故処理については、早期かつ適切な示談交渉の推進をはかるため各支部に査定専門員を配置し、査定体制の強化を図るとともに、事故管理システムを構築した。

平成十二年度の収支状況は、収入合計額五一億七、八五〇万余円(前年度比〇・一%減)、支出額四九億九、一五万余円(前年度比〇・四%増)で、収入分担金一八億一、〇四六万余円(前年度比一・一%減)の増となった。

で、前年度比二、〇二六万余円(一・一%)増となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一五七、三七四台で前年度比八一五台(〇・五%)、対人賠償共済二五六、八三六台で、前年度比八七八台(〇・六%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済一億九、四四七万余円で前年度比二、一五二万余円(一・八%)、対人賠償共済七億八、〇二八万余円で、前年度比六四六万余円(〇・八%)の増となった。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済二・五%、対物賠償共済〇・七%とそれぞれ増加したが、対人賠償共済は二・二%減少した。3、支払備金 既発生事故であつて共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積(千円未満切り捨て)のうえ平成十二年度支払備金として二一〇件、三億三〇六万余円を計上した。4、諸積立金 平成十二年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一三三億九、六九八万余円となり、その内訳は、基金積立金二九億六、四三三万余円、運営準備積立金一〇九億三、二五九万余円である。

情 報

カプセル Now & New

ブドウの木の
一口オーナーを實施 北海道
小平町

町は、気候がブドウ栽培に適していることや、町産ワインのPRにもつなげようと、町が保有する十一ヘクタールの圃場にブドウの木を植え、一口オーナーを募集した。一口一万円を出資すれば、平成十八年から五年間、製造されたワインの三本セットが送られる。

オートキャンプ場
がオーブン 福島県
田島町

町では、国の補助事業で整備したオートキャンプ場 御蔵入(おくらいり)の里 会津山村道場がオーブンし、都市住民に利用されている。家族向け、バリアフリー対応、合宿・研修用の三タイプのコテージや、電源やトイレ、炊事施設を備えたオートキャンプサイトが整っている。

大型分譲地を整備し販売 栃木県
烏山町

過疎対策の一環として町は、地元企業と協力して同町高峰地区に大型分譲地「高峰パークタウン」二百七十二区画を整備し、販売を行った。分譲地ではアクセス道として町道を整備するとともに、分譲地内に花やハーブを植え、貸農園の整備も並行して行っている。

観光客誘致の
方策を検討 神奈川県
箱根町

温泉地として全国的に有名な町は、観光の一層の振興を図つ

ていくため、有識者や観光業者などをメンバーにした「観光戦略会議HOT21」を発足させ、ハード、ソフト両面から観光客誘致の方策を探っている。平成十三年度中に基本計画、十四年度中に実施計画をまとめていく。

全小中学校図書室に
ジェンダーフリーコーナー 山梨県
石和町

男女共同参画推進事業を推進している町は、その一環として、町立図書館に続いて町内全小中学校の図書室に「ジェンダーフリー」(男女の社会的性差解消)の常設コーナーを設置した。女性学や性教育に関し、小中学生段階から意識を高めてもらうのがねらい。

山と山菜を守る
宣言を行う 新潟県
入広瀬村

「さんざい共和国」を宣言し、山菜を核とした地域おこしに取り組んできた村は、近年の山菜の乱獲や遭難事故の防止対策を進めていくため、豊かな自然と山菜の保護をつたつた「山と山菜を守る宣言」を行い、山菜の乱獲禁止の看板設置や車の乗り入れの規制を実施している。

通年型の
グリーンツーリズムを展開 福井県
織田町

町内にある四農園でガーデニング講習やシイタケの収穫などの体験交流が行われていた町では、町が全面的にかかわってこれらイベントをひとつにつなげ、通年にわたって都市生活者が農村に滞在し、農作業などを通じて交流できる本格的なグリーン

ツーリズムを展開している。

「下流域の都市と
分収造林」契約を締結 岐阜県
美山町

長良川上流域の町は、下流域の岐阜市と「森林整備協定」を締結、それに基づき契約期間百年の「分収造林」契約を結び、共同で森林整備を推進している。町が土地を提供して、クリ、ヤマザクラなどを植樹・育林し、市は整備費用を負担。伐採による収益は折半していく。

税収納職員に
フレックスタイムを導入 静岡県
豊田町

町は、税滞納者への税務指導を強化していくため、税務課の収納職員にフレックスタイムを導入した。通常勤務時間帯以外に、午前九時三十分～午後六時三十分と午前十時三十分～午後七時三十分の勤務時間を選択してもらい、滞納者宅への夜間訪問に当たってもらう。

町民ボランティア参加
母子保健計画づくり 大阪府
熊取町

町は、平成十四年度からの母子保健計画づくりを、公募した子育て世代のボランティアとともに進めている。計画の素案作成や子育て中の親へのインタビューのとりまとめ、町民約六百人を対象にしたアンケートの集計などに参画してもらい、計画に反映していく。

廃校を介護予防の
デイサービス施設に整備 山口県
山口町

町は、廃校になった旧油良小学校の鉄筋平屋建ての校舎を活用し、浴室を増築して、介護保

険の対象にならない高齢者向けのデイサービス施設として整備。サービスは町の社会福祉法人に委託し、一部の教室は公民館の分室として各種講座やイベントを開いていく。

ポイントがたまる
容器回収処理機を導入 福岡県
篠栗町

町は、米国製の容器回収処理機を導入し、役場や小中学校近くに十二基設置した。専用の磁気カードを差し込むと作動し、空き缶やペットボトル一本で一点のポイントがたまり、図書券や町指定ごみ袋等と交換できる。カードは小中学生に一枚ずつと町内全世帯に配布した。

証明書の自動交付機を
図書館に設置 宮崎県
北方町

町は、町民サービスの 일환として、住民票の写しと印鑑登録証明書を発行する自動交付機を町立図書館に設置した。ICチップが埋め込まれた図書カードを挿入し、交付手数料を入金すれば交付が受けられる。土・日・祝日も利用できる。

不法投棄防止に
郵便局と協定 鹿児島県
松元町

町は、不法投棄の防止に町内全域の郵便配達を担当している上伊集院郵便局と協定を締結した。郵便配達員が不法投棄の現場や不審な車などを見かけた場合、場所や車の特徴、ごみの種類などを電話やファックスで町役場に連絡してもらう。

カプセル Now & New

随 想

慈父慈母なる山々



島 県 長
佐 伯 町
正 木 完

随 想

佐伯町は昭和三十年、一町四村の合併によって誕生いたしました。一部が山口県に隣接し広島県の最西部に位置します。

町の中程に在る役場庁舎の位置が、標高二九メートル、面積一九四・八三平方キロ、林野率八七パーセント、農地四八〇ヘクタール、山地最高一一〇九メートル、河川小瀬川水系、河口大竹岩国瀬戸内海に入る。交通、広島市五〇分、廿日市市二〇分、大竹市二五分、中国自動車道吉和IC三五分、山陽自動車道廿日市IC三分、町の花サツキ、町の木アカマツ、岩倉温泉(ラドン泉)などの中国地方中山間地域の人口二一九〇〇人の自治体であります。 私たちの町はこのような生活環境で四季の折り折りを味わいつつ、健康で快い生活のできる「水

と緑の町」を高く掲げ山河敬愛の町、佐伯町であります。

私は昭和六十二年三月佐伯町長に就任し今日に至っておりますが、佐伯町議会議長としての一年余にありましても、かつて佐伯町森林組合の創設運営に、また、通じて国有林、県行造林、近隣市町村の公有林等の治山、治水、緑化、営林、鳥獣保護等の広域共有の行政施策について、懸命に取り組んで参りました。それは農林地帯の行政にあるものの当然の使命であります。

その中で何時も有難いことだと感じますのは、どの市町村も住民の皆さんの表情が穏やかで、エネルギーギッシユな眼差し、子供たちの無邪気な輝き、みんな山間部のみなさんとの出会いで同じように頂く、清すがしい温かさであります。

このフイトンチツドを吸った様な温かさをみなさんどこで貰っていらつしやるのだらうか、と出会いの都度喜びながら感謝しております。

それはみんなその市町村の山河からの賜りものなのだろう。森林からのプレゼントだろう。森林は水を育て、水は農林業生活を教え、小鳥たち、けだものたち、川魚たち、蝶や虫などの昆虫たち、土の中が棲み家の生きものたち、草花やいろいろな果物たち、生きとし生けるすべてのものたち、ときに渡り鳥たちの季節の故郷ともなりながらの、この催合の山河からの愛の清すがしい温かさでしょうと私はいつも山に向かって感謝しています。

これまで長期にわたる職責や立場にあたって、諸々の課題について決断や明解に意図を表明し其の任に当たりましたが、特に困難な事柄に直面しましたときは、まわりの山々に向かって瞑目します。山は無欲に私を見つめてくれます。山は慎重を求めます、急ぐなとおしえます。熟慮へと導いてくれます。そして山は責任ある勇氣を出せと、背中を押してくれるのです。その時清すがしい責任への情熱が高まるのを覚えるのです。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国26か所)

随 想

山々は私の大切な慈父慈母の存在です。もう何年も経過しましたが、町の屎尿処理場建設の情勢に迫られた際、私たちはいくら適法適正に水処理をしても処理後の放流は、下流の大竹市民の飲料水である小瀬川以外にないのです。苦悩の末、大竹市に佐伯町の屎尿を処理していただく様、お願いをいたしました。

佐伯町は誓いました。「水系流域の全山緑化に力を入れ、清冽豊富な飲料水を大竹市民みなさんしかとお届けしますから」と、上流にある自治体として、町民として水源水質保全の役割を持つ地帯として熱心に協議相談をいたしました。

大竹市は佐伯町の自然を愛する発想と、水系を同じくする自治体と住民の友愛として受け入れて下さいました。

現在も小瀬川の流れのように両市町と住民の心の中に境界のない交流が続いているのであります。これも慈父のように慈母のように、地域を、住民をすべて境界なく見守って頂く故郷の山河の導きでありましょう。

現社会は少子高齢化をはじめ、多様化する住民ニーズ、社会経済の推移と変化、自治体の行財政上の課題、地方分権の期待と適応

等々、市町村の総合的の力量を求められて来るとき、それぞれの町村地域のもつ、伝統・歴史・文化・人情・地勢気象交通等々、地域性と住民みなさんの意志を当然の基調として、現在、廿日市市、吉和村、佐伯町の三市町村は、合併を平成一五年三月を目標に、鋭意新しいビジョンに向かって研究討議を進めている次第であります。

その大きな望みの一つに、三市町村の全林野が市民みなさんの「心のふる里」として敬愛して止まない山々となり、市民の暮らしをいつも静かに見守っていて下さる、慈父なる山、慈母なる山河として、市民みなさんの心の安らぐ、心の絆が一日も早く到来することを祈念して止みません。

私をよく、山の町長、と呼ぶ方がありますが実に光栄に思っています。四囲の山々に、感謝申し上げます。

「春山淡冶にして笑ふが如く、夏山蒼翠にして滴るが如く、秋山は明浄にして粧ふが如く、冬山惨淡として眠るが如し」、私の好きな臥遊録の一詩を終筆に添えながら、慈父慈母なる山野への感謝といたします。

都道府県町村会情報化推進協議会が
活力自治体フェアに出展

北海道町村会（北海道町村会情報センター）、京都府町村会、鹿児島県町村会、熊本県町村会の四町村会で設立する「都道府県町村会情報化推進協議会」が、さる一月二十九日から三十一日に千葉県の幕張メッセで開催された「活力自治体フェア二〇〇二」（日本工業新聞社主催・全国町村会共催）に出展した。

同協議会で実施している情報化共同事業や各町村会を取り組んでいる情報化推進事業などをパネル展示により紹介したもので、開催中は多くの地方自治関係者が訪れ、情報化社会への対応についての関心の高さを示していた。同協議会は、ＩＴ国家



づくりが推進されている中であつて、小規模自治体である町村においては、厳しい財政事情に加え、急速な技術革新に対する情報不足、人材の不足等により情報推進化事業を単独で実施することが困難であるという現状に鑑み、各町村がお互いに協力しながらそれぞれの人材、経験、ネットワークを共有の資産として有効活用できる体制を確立するため、かねてそれぞれの町村会を取り組んでいた事業を、都道府県の領域を超えてより広域的な展開を目指して平成十一年七月に設立された。

現在は、町村の業務システムの共同開発・共同利用をはじめ、住民基本台帳ネットワーク、クシシステムへの共同対応や機器の共同調達の実施により電算関係経費の軽減を図るとともに、ＬＧＷＡＮ等、電子自治体への対応についての調査・研究などを行うなど情報化推進事業に積極的に取り組んでいる。

〔事務局〕

〒六〇二 八〇四八

京都市上京区西洞院通り下立売上ル
京都府自治会館内

京都府町村会 情報化推進室内

ＴＥＬ〇七五 四一七 二九二九

ＦＡＸ〇七五 四一七 二九三二

情 報

町村週報主要索引

平成十三年十月～平成十四年一月
一三七一号～一三八五号

活動

- 医療制度改革試案に対する意見 全国町村会ほか 一三七二 (3)
- 山本会長が地方分権改革推進会議で意見陳述 一三七四 (2)
- 狂牛病対策で緊急要望 全国町村会 一三七四 (7)
- 平成十二年度町村有物件災害共済事業の概要報告 一三七四 (11)
- 平成十二年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告 一三七五 (8)

- 地方自治法の一部改正法案(住民訴訟関係)の早期成立で要望 全国町村会 一三七六 (2)
- 山本会長が医療制度改革で意見陳述 自民党医療基本問題調査会・厚生労働部合同会議 一三七八 (5)
- 医療改革で意見 全国町村会・日本医師会 一三七八 (6)
- 衛藤財政部会長が自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議で発言 一三七八 (7)

全国町村長大会特集号

- 地方分権の推進、町村財政基盤の強化などで緊急要望 全国町村会 一三八〇 (2)
- 郵政事業のあり方で要望 全国町村会 一三八〇 (3)
- 医療制度改革に対する全国町村会長談話 一三八〇 (8)

政策

- 野菜の構造改革対策に力点 平成十四年度農林水産省予算概算要求重点施策「解説」 一三七一 (2)
- 医療制度改革試案を提示 厚生労働省 一三七一 (2)
- 学力向上や体験活動に力点 平成十四年度文部科学省予算概算要求重点施策「解説」 一三七一 (7)
- 雇用対策、子育て支援に力点 平成十四年度厚生労働省予算概算要求重点施策「解説」 一三七三 (2)
- 京都議定書十四年発効に向け脱温暖化対策強化 平成十四年度環境省予算概算要求重点施策「解説」 一三七四 (8)
- 男女共同参画社会の実現に向けて 内閣府男女共同参画局 一三七五 (2)
- 特殊法人向け支出削減、都市再生に力 平成十四年度国土交通省予算概算要求重点施策「解説」 一三七五 (5)
- 自立促進法で過疎債拡充などの対策 平成十二年度版過疎白書「解説」 一三七六 (4)
- 個人の自発、自立を強調 平成十三年版厚生労働白書「解説」 一三七七 (2)
- 地方自治体の行政情報化への取り組み状況について 総務省 一三七八 (8)
- 医療制度改革大綱まとまる 政府・与党社会保障改革協議会 一三八〇 (7)
- 中間論点整理まとまる 地方分権改革推進会議 一三八一 (2)
- 新たな国土計画制度で中間報告 国土審議会基本政策部会 一三八三 (2)
- 平成十四年度関係省庁予算特集号

- 徹底した行革と歳出の見直しを要請 平成十四年度財政課長内かん 一三八五 (2)

随想

- 我が町は今 山梨県町村会長・上野原町長 奈良明彦 一三七一 (10)
- 量入制出(いるをはかりいづるをせいす) 兵庫県津名郡一宮町長 上田 弘 一三七一 (10)
- 小さな喜び大きな感動 徳島県町村会長・上板町長 吉岡義人 一三七三 (10)
- 鶴にこだわったまちづくり 青森県町村会長・鶴田町長 中野肇司 一三七四 (11)
- 故郷と十二支 宮崎県町村会長・北方町長 佐藤嘉紘 一三七五 (11)
- 和を大切に 新潟県赤泊村長 石塚英夫 一三七六 (10)
- 洪水に学ぶ 京都府大江町長 佐藤克巳 一三七七 (10)
- 耳かきとマウンテンバイク 埼玉県杉戸町長 小川伊七 一三八〇 (10)
- 上杉鷹山に学ぶ 宮城県富谷町長 若生照男 一三八一 (10)
- 市町村合併に想う 長野県上山田町長 小山 立 一三八二 (10)
- 伊良部のゴルフ場雑感 沖縄県伊良部町長 浜川 健 一三八三 (11)
- 人生雑感 栃木県町村会長・烏山町長 岩崎義一 一三八五 (15)

フォーラム

- 村民一家族の村づくり 岡山県新庄村 一三七一 (5)
- 神話と伝説のふるさと 高千穂

- 宮崎県高千穂町 一三七三 (6)
- 地域に密着したケーブルテレビを目指して 鳥根県赤来町 一三七六 (7)
- 住民参加で花のまちづくり 鹿児島県山川町 一三七七 (4)
- 和やかで温もりのある町を目指して 鳥根県石見町 一三八一 (5)

論説

- 農山村の価値と日本再生 千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌 一三七八 (2)
- 世論調査と町村の可能性 法政大学現代福祉学部教授 岡崎昌之 一三八二 (4)

この町の村

- 香川県飯山町・新土町長を訪ねて 一三八二 (6)

情報

- 町村週報主要索引(平成十三年六月～平成十三年九月) 一三七一 (9)
- 都道府県別市町村数(平成十三年十月一日付) 一三七二 (5)
- 永年の功績を称え総務大臣表彰 一三七三 (5)
- 新任都道府県町村会長の略歴(山形県) 一三八〇 (9)
- カプセルNOW&NEW 一三七一・一三七三・一三七五・一三七七・一三七八・一三八一・一三八三・一三八五 政策リーダー 一三七一～一三七八・一三八〇～一三八二・一三八五

情 報

政策リーダー

政策リーダー

人権擁護法案の大綱まとまる
法務省

政府はこのほど、人権擁護の施策を総合的に推進するため、強制捜査権限を持つ人権委員会(仮称)の設置を柱とする「人権擁護法案(仮称)の大綱」を発表した。

大綱によると、人権委員会は独立した行政組織として法務省の外局とし、委員長と委員四人で構成され、首相が国会の同意を得て任命する。また、人権委員会に人権擁護委員を置き、市町村長から推薦を受けた住民に加え、特に適任と認める者に、市町村長の意見を聴いて委嘱することができるとしている。

人権侵害行為に対する人権救済手続については、人権相談、任意の調査、助言、指導等の一般救済手続のほか、特別救済手続として、公務員及び私人による差別的取扱い、虐待、報道機関による犯罪被害者等に対するプライバシー侵害、差別助長行為 等に対する調査権限及び調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法を整備するとした。

具体的には、加害者側が調停や仲裁に応じない場合、人権侵害の停止等を勧告し、さらに、これに従わない場合は、その内容を公表できるとしている。また、被害者から申し出があるときは、人権委員会が保有する関係資料の閲覧や当該事件の訴訟への補助的参加ができるとしている。

今後、条文案を詰め、三月上旬の法案提出を目指す。

廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会は、この度「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について」をまとめた。

これは、廃棄物の定義・区分のあり方やリサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制及び排出者責任・拡大生産者責任等の基本問題に関する考え方を専門的な見地から検討し、まとめたもの。

これによると、廃棄物の範囲については、不要物の不適正処理防止のため、不要物として廃棄される範囲を広く捉える考え方を提示、また廃棄物の区分については、生活系廃棄物は市町村、事業活動から出る事業系廃棄物は事業者の責任で処理する考え方や、有害性などに伴う規制に着目した区分の考え方が示された。

また、排出者責任等の検討の中では、不法投棄物の処理費用について生産者に一定の役割を求めていく方策や、経済的措置等の導入により不法投棄物を抑制する仕組みの検討が必要であるなどとしている。

なお、今後はこの検討結果を基に廃棄物・リサイクル部会でさらに審議し、三月を目途に中間報告を取りまとめることとしている。

農山村振興研究会報告まとまる

十三年七月から中長期的な農山村の振興に関する検討を行ってきた「農山村振興研究会」の報告が以下のとおりまとまり、公表された。

基本的方向として、農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供することにより、「人・もの・情報」が都市と農山村間で循環する社会を実現し、良質な自然環境に囲まれた豊かな生活環境を確保することを提起している。

その方策として、客観的な農山村の魅力の評価と発信、情報通信ネットワークの整備、旧市町村や小学校区程度の規模・広がりを持つコミュニティへの再編と、効率的で質の高い共通社会基盤の整備、住民参加による市町村レベルの土地利用計画の作成と、農地法・農振法等個別法による規制から、条例や土地所有者との契約等による市町村主体の土地利用調整への移行、本格的な農業就業、市民農園、退職後の居住等、価値観・ライフスタイルに応じた様々な参入に対する積極的評価と、住宅取得の円滑化、農林業・農林地への多様な関わり方を可能とする条件整備 等を挙げている。

また、地域づくりに当たり、住民自らの積極的な参画や、住民に最も身近な市町村レベルでの取組の促進、市町村の企画立案能力の向上等が望まれるとしている。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル	131室	(室料) 8,500円より
ツイン	18室	16,000円より (2名)
8~16F		

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】
有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町駅」3番出口徒歩1分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号